

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関する取扱要項

博物館の登録審査基準要項

(目的)

第1条 この要項は、高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）第3条及び第7条の規定により、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に関する基準、法第15条第1項に規定する変更の届出、法第16条に規定する定期報告、法第20条第1項に規定する廃止の届出、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「法施行規則」という。）第24条第1項第2号から4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に関する基準、法施行規則第25条に規定する報告について必要な事項を定めるものである。

(登録の審査に関する基準)

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館登録の審査に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を実施する体制が、次のアからキまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ イの博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館、文化に関する諸施設等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 学芸員その他の職員の配置が次のアからウまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の管理運営を行うことができる館長が置か

博物館の登録については、次に掲げる登録要件を具備し、かつ、博物館法第2条第1項に規定する博物館の目的を達成することができるかどうかを十分審査しなければならない。

1 博物館資料

(1) 博物館資料は、質、量ともに県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するに足るものであって、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており、更に学校教育の援助に留意していること。

(2) 資料は、実物であることを原則とすること。ただし、実物を入手することが困難であるときは、模写、模型、複製等でもよいこと。

(3) 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によって収集されたものであること。ただし、特別の事情があるときは、寄託等による資料でもよいこと。

(4) 必要な図書、図表等を有すること。

2 学芸員その他の職員

館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。ただし、館長と学芸員とは兼ねることができること。

れていること。

イ 法第5条第1項に規定する学芸員が置かれていること。

ウ 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 当該博物館の施設及び設備が次のアからエまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができること。

イ 防災及び防犯のために必要な措置を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解することができない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(指定の審査に関する基準)

第3条 前条の規定は、法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県教育委員会の定める基準として、同条第2項の規定により準用する。

(博物館の変更の届出)

第4条 法第15条第1項に規定する変更の届出は、変更しようとする内容を示す書類を添付して博物館登録変更届（別記第1号様式）により行うものとする。

3 建物及び土地

次に掲げる博物館、美術館、動物園、植物園、水族館等は、博物館法第2条第1項に規定する博物館であるが、ここでは便宜上その名称を区分して列記する。

(1) 博物館、美術館等にあつては、およそ、165㎡以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。ただし、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館、美術館等は該当しないこと。

(2) 動物園にあつては、およそ、1,650㎡以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

(3) 植物園にあつては、およそ、1,650㎡以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

(4) 水族館にあつては、およそ、ガラス面90cm平方の展示水槽5個以上があり、放養、飼養池、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

4 開館日数

開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。ただし、特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。

5 備考

(1) 分館については、本館との緊密な関係の下に博物館機能を発揮できるものかどうかを、上の登録要件中特に1及び4に留意して審査すること。審査の結果、分館が博物館機能を発揮しないものと認めるときは、登録しないこと。

(2) 分館を含めて登録する際は、本館の名称とともに分館の名称、所在地を明記して原簿に記載すること。ただし、3に該当する分館については除くこと。

(3) 分館が、本館と同一の都道府県の区域内に設置されていない場合で登録を希望するときは、当該分館が設置されている都道府県の教育委員会の登録審査を受けなければならないこと。

(博物館に相当する施設の変更の報告)

第5条 法施行規則第23条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、博物館に相当する施設指定変更報告(別記第2号様式)により高知県教育委員会へ報告するものとする。

(博物館の定期報告)

第6条 法第16条に規定する報告は、毎事業年度終了後3月以内に、博物館運営状況報告書(別記第3号様式)により行うものとする。

2 高知県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、資料(収支決算書、展示・調査研究・学習機会の提供の実績を示す書類等)を求めることができる。

(博物館の廃止の届出)

第7条 法第20条第1項に規定する廃止の届出は、博物館廃止届(別記第4号様式)に廃止の内容を示す資料を添付して廃止した日から20日以内に行うものとする。

(博物館に相当する施設の要件喪失の報告)

第8条 法施行規則第25条に規定する都道府県教育委員会への報告は、博物館に相当する施設の要件喪失報告(別記第5号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年5月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項の廃止)

2 博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項は、令和5年4月1日をもって廃止する。

6 施行期日

この要項は、平成12年4月1日から施行する。